

2005

公民最新資料・データ

第12号 (2005年4月28日現在)

INDEX

資料編

2004年11月～2005年4月のできごと……………2

解説

- ① 4月からここが変わった！……………2
- ② ライブドアVSフジテレビ……………3
- ③ 竹島問題と日韓関係……………4
- ④ スマトラ沖大地震・インド洋大津波からの復興に向けた国際援助……………5
- ⑤ NHK(日本放送協会)のかかえる問題……………5
- ⑥ イラク移行政府発足……………6
- ⑦ スーダン南部 内戦終結へ……………6
- ⑧ 中国をめぐる問題……………7
- ⑨ 知的財産高等裁判所発足……………7
- ⑩ シャイボさん問題と尊厳死……………8
- ⑪ MOTTAINAI(もったいない)を広げよう……………8

データ編

第一学習社版

教科書・副教材のデータ更新等……………9～10

- 2005年度予算
 - 一般会計予算
 - 財政投融资計画
 - 公債依存度と公債残高の推移

情報源

資料編に関連するホームページのURL……………10



第一学習社

2004 年 11 月 ~ 2005 年 4 月のできごと

(注) ○ 内の数字は月を示す。下線部①~④は解説の掲載を示す。敬称略。

政 治	経 済	社会・文化	国際情勢
10 日、中国の原子力潜水艦が日本の領海を侵犯。中国は事実を認め陳謝。 8 日、北朝鮮が横田めぐみさんのものとして提供した遺骨をめぐり、政府は別人のものとの鑑定。 9 日、政府はイラクへの自衛隊派遣を 1 年間延長することを閣議決定。 10 日、政府は武器輸出 3 原則の緩和を決定。 21 日、第 162 回通常国会が召集される。小泉首相は郵政民営化への決意を表明。 15 日、中山文部科学相は中央教育審議会に「ゆとり教育」を掲げる現行の学習指導要領の見直しを要請。 16 日 ③島根県議会で「竹島の<u>日</u>」条例が成立。 19 日、アメリカのライス国務長官が来日。牛肉輸入再開の圧力が強まる。 1 日 ①<u>個人情報保護法が全面的に施行される。</u>	1 日、新紙幣が発行される。 2 日、「東北楽天ゴールデンイーグルス」がプロ野球・パリーグの新球団に決定。 16 日、西武鉄道の有価証券報告書虚偽記載をうけて、東京証券取引所が同社の株式の上場廃止を決定。 26 日、政府は三位一体の改革の内容を決定。 11 日、青色発光ダイオードをめぐる訴訟で、日亜化学工業と発明者の中村修二氏との間で和解が成立。 4 日、G 7 が開幕。発展途上国支援などで対立。 3 日、堤義明コクド前会長が証券取引法違反容疑で逮捕される。 23 日 ④<u>2005 年度予算が成立。新規国債発行は減る。</u> 1 日 ①<u>ペイオフ全面解禁。</u> 17 日 ②<u>ニッポン放送株をめぐり対立していたライブドアとフジテレビが資本・業務提携に合意。</u>	25 日 ⑤<u>NHK の不祥事と視聴者の受信料不払い増加の責任をとって、海老沢勝二 NHK 会長が辞任。</u> 14 日、大阪府の小学校で 17 歳の少年が教職員らを殺傷。 26 日、国産ロケット「H 2 A」の打ち上げが成功。 4 日 ①<u>ワンガリ=マータイさんが国連で演説。</u> 14 日、マラッカ海峡で日本の船舶が海賊に襲われ 3 人が拉致される。 20 日、福岡西方沖地震が発生。多くの住民が避難。 25 日、愛知万博が開幕。 31 日 ⑩<u>アメリカで尊厳死論争の渦中の人、テリ=シャイボさんが死亡。</u> 1 日 ⑨<u>知的財産高等裁判所が設置される。</u> 2 日、ローマ法王ヨハネ=パウロ 2 世が死去。後日、ベネディクト 16 世が新法王に。 25 日、兵庫県尼崎市で電車が脱線・衝突。死傷者多数。	2 日、アメリカ大統領選挙が実施され、ブッシュ大統領が再選。1 月に就任式。 11 日、P L O (パレスチナ解放機構) のアラファト議長が死去。後任にアッバス氏が選出される。 26 日 ④<u>インド洋のスマトラ沖で大規模な地震が発生。津波による被害は甚大。</u> 27 日、ウクライナ大統領選挙の不正発覚で再選挙がおこなわれ、ユーシェンコ元首相が当選。 9 日、⑦<u>スーダンの 20 年以上におよぶ内戦が終結。ダルフール</u>の紛争は未解決。 30 日 ⑥<u>イラクの国民議会選挙が実施され、シーア派が過半数を獲得。</u> 16 日、京都議定書が発効。 14 日 ⑧<u>中国の全国人民代表大会で、反国家分裂法が採択される。</u> 9 日 ⑧<u>中国で反日デモが激化。その後各地に波及。</u>

解説 1

4 月からここが変わった！

● 個人情報保護法 全面施行(「公民最新資料第 7 号・9 号」参照)

個人の名前や住所、生年月日などの個人情報を不正使用から守るための個人情報保護法が全面施行された。これまで対象とされた国や市町村などのほか、5,000 人を超す個人情報をもつ民間企業や団体なども対象となった。個人情報取扱事業者には、個人情報の利用目的の本人への通知と情報の漏えい(ろうえい)や不正取得の防止などが義務づけられた。事業者が義務規定に違反した場合、監督省庁は、中止(ぜい)や正を勧告、命令し、従わない場合には 6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金が科せられる。ただし、報道・著述・研究・宗教活動・政治活動の分野については、「表現の自由(よび)の妨げになる」として、適用されない。

また、個人情報の目的外使用や不正取得に気づいた消費者は、事業者に対して自分の情報の開示や訂正、利用停止を要求することができる。しかし、同法には情報を盗み出したものを処罰する規定はなく、顧客情報の流出に対する処罰への適用に課題が残されている。

● ペイオフ(2002 年 4 月一部解禁、2005 年 4 月全面解禁)

ペイオフとは、金融機関が破綻(はたん)した際におこなう預金者への一定額の払い戻し制度のこと。ペイオフによって、払い戻しの上限は元本 1,000 万円とその利息に制限された。預金者は、金融機関を厳しく選別しなければならなくなり、金融機関の体質改善が期待されている。

● 改正国民年金法施行(「公民最新資料第 9 号・10 号」参照)

国民年金の保険料が、月額 280 円増え、1 万 3,580 円になった。今後、毎年値上がりし、2017 年 4 月以降 1 万 6,900 円で固定される。また、フリーターなど、収入が不安定な 20 ~ 29 歳の若者について、10 年間、保険料の納付が猶予(ゆうよ)されるようになった。

● 改正育児・介護休業法施行

最長 1 年間だった育児休業を、子どもが 1 歳 6 か月になるまで延長することが可能となった。また、家族 1 人につき 1 回限り連続 3 か月の取得だった介護休業も、93 日間の範囲内での分割取得が可能になった。



2005年4月、ニッポン放送の株式をめぐり対立していたインターネット関連会社ライブドアとフジテレビが、資本・業務提携という形で和解した。

●株主の権利 - 株って何? (「公民最新資料第11号」参照)

株(株式)とは、株式会社の株主としての権利を証明する証券のことである。株式会社は、株式の発行によって資金の調達をおこない、株式を購入した出資者は株主となる。株主には、議決権・利益配当請求権などの権利がある。

■議決権(経営に参加する権利)

株式会社の意思決定の最高機関である株主総会に出席し、株式の保有数に応じて会社経営に関する議案を決議する権利。株主総会では、利益処分の決定や取締役の選任などがおこなわれる。

■利益配当請求権(利益・配当を請求する権利)

会社に利益が出れば、配当という形で分配を受けることができる権利。株主は株式の保有数に応じて配当を得る。

●ニッポン放送の経営権をめぐる争い

なぜライブドアとフジテレビは、競ってニッポン放送株を取得したのか。背景には、ニッポン放送とフジテレビの企業規模の現状に合わない親会社、子会社の関係があった。ニッポン放送は、フジテレビ設立の際、筆頭株主となり企業経営に携わる権利(経営権)を握る親会社となった。しかし、ニッポン放送より企業規模が大きくなったフジテレビは、この関係を解消するため、TOB(株式公開買い付け)を実施した。TOBによってニッポン放送株を買い集め、ニッポン放送を子会社化しようとしたのである。

一方、ライブドアは、フジテレビのTOBの期限内に、時間外取引という手段をもちいてニッポン放送株を合法的に大量取得した。ニッポン放送の株主となることで、同社の経営権を握り、さらには同社の子会社であるフジテレビに対する影響力をもちたいと考えたのである。

ライブドアに経営権を掌握されることを恐れたニッポン放送とフジテレビは、ニッポン放送の新株予約権をフジテレビに発行すると発表した。ニッポン放送の発行株式数を増加させ、ライブドアが保有する株式比率を低下させる対抗策に出たのである。これに対しライブドアは、新株予約権の差し止めを求める仮処分申請をおこない、ニッポン放送株をめぐるフジテレビとの争いは法廷へと持ち込まれた。裁判所は、経営陣の支配維持が目的の新株予約権の発行は著しく不公正で、一般株主に損害を与えると見て、ライブドアの主張を認めた。これにより、ニッポン放送は、フジテレビへの新株予約権の発行を断念せざるを得ない結果となった。

■TOB(株式公開買い付け)

Take Over Bidの略。株式の購入希望者が、企業の経営権獲得などを目的に、株式市場を通さずに、3分の1を超える株式保有率をめざす場合におこなわれる。買い取る株数や価格、期間などを公表し買い集めることが義務付けられている。期間内に達成できなければ失敗となる。

■時間外取引

株式市場が開いていない早朝や昼休みなどに、一定の売買価格幅を決めておこなう取引。大量の株式売買を効率よくまとめることができる。株式市場を通して取引するため、TOBの義務の対象外となる。今回の騒動で、経営権取得のための活用が問題視された。

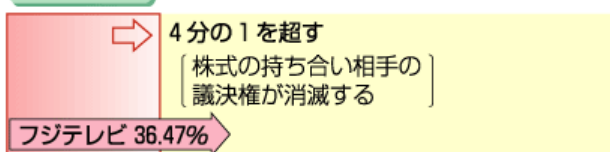
■新株予約権

あらかじめ決めた価格で、将来、株式を取得できる権利。新株予約権を取得した企業は、期間内に、時期を見はかかってこの権利を行使することができる。

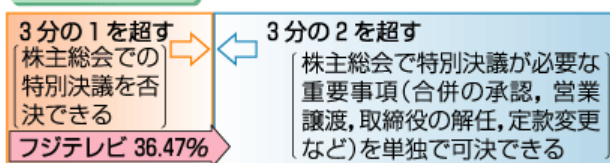
●株式保有率のもつ意味

今回のニッポン放送株の争奪戦では、株式の保有率がポイントとなった。商法の規定では、株式を持ち合っている企業に4分の1を超える株式を保有された企業は、相手方に対する議決権を失う。フジテレビはTOBの結果、ニッポン放送株の36.47%を確保したため、ニッポン放送のフジテレビに対する議決権が消滅し、ライブドアがニッポン放送を通じてフジテレビに対する影響力をもつことは困難となった。また、商法では、重要事項の決議(特別決議)には株主総会での3分の2以上の賛成が必要であると規定している。フジテレビのニッポン放送株の保有率は、全体の3分の1以上を占め、株主総会で重要事項の決議を単独で否決できる拒否権をもつことも意味した(下図)。

商法第241条 相互保有株式の議決権



商法第342条など 重要事項の議決



▲株取得の割合とその効果

●日本企業にとって想定外の範囲外だった? 買収に対する法整備

今回の騒動は、企業の合併・買収(M & A = Merger: 合併とAcquisition: 買収)にかかわる法やルールの不備を浮き彫りにした。政府は、株式の時間外取引を見直すなど、一般株主の利益と両立する法整備を迫られている。日本の企業買収のあり方について考えるきっかけとなったといえる。

●「竹島の日」条例制定の背景

2005年3月16日、島根県議会は「竹島の日」を定める条例案を本会議で採決し、賛成多数で可決、成立させた。現在、竹島（韓国名は独島）は韓国が不法占拠しており、事実上、「実効支配」している。そのため、この条例によって竹島の領土権の早期確立をめざし、竹島問題についての世論の啓発を図ることを目的として、2月22日を「竹島の日」と定めた。この「竹島の日」は島根県が竹島を編入した1905年2月22日に由来する。

現在、竹島周辺の水域は1999年発効の日韓新漁業協定によって、排他的経済水域を設けず、日韓両国が共同管理する暫定水域とされている。しかし、現状は韓国漁船によって大量の漁具が設置され、日本漁船が締め出されており、地元の漁業関係者はかなりの経済的損失を被っている。今回の条例制定には、こうした不満が背景にあった。

●韓国の反応

条例の成立に対する韓国側の反応は敏感だった。成立当日には、韓国の政府高官が条例に対して強く抗議し、条例の即時廃棄を求めた。翌日には「対日新政策」を発表し、「独島」の領有権を確固として守ることを宣言し、過去に韓国を侵略したことに対する日本の歴史認識について改めて謝罪と反省を求めた。

その後、盧武鉉大統領も韓国国民に向けての対日政策についての談話のなかで、小泉首相の靖国神社参拝や歴史教科書問題とともに日本政府を強く批判した。歴史問題には触れないと公言していた大統領であったが、ここに至って政治姿勢を方向転換させた。

●竹島をめぐる日本の主張

日本の「竹島は日本固有の領土である」という主張の主な根拠は以下のとおりである。

江戸時代初期には、竹島を漁業活動のための寄港地として利用していた。また、明治時代に至るまで、日本には地図などの資料が多数存在している。

日本政府は1905年に竹島を島根県に編入したが、これは国際法上、有効性をもっている。

第二次世界大戦後、アメリカは日本漁船の操業区域を規定したマッカーサーラインを設置し、竹島をその線の外に置いたが、これは日本の領土を規定したものではない。また、1951年のサンフランシスコ平和条約において、日本は竹島を放棄していない。

したがって、竹島は日本固有の領土であり、韓国は竹島を不法占拠している。

●韓国による「実効支配」の経緯とその主張

韓国は1952年、当時の李承晩大統領が日本と韓国との間に「李承晩ライン」を設定、竹島の領有権を主張し、その線より韓国側に入った日本漁船を拿捕した。そして、1954年から竹島に警備隊を常駐させ、「実効支配」している。韓国側の主張の根拠の一つは、この長期的な「実効支配」である。なお、日本は1954年に竹島の領土問題を国際司法裁判所に提訴することを韓国に提案したが、韓国はこれを拒否している。

日本は1910年の韓国併合によって韓国を植民地化したが、竹島を島根県に編入した1905年には、すでに韓国に第2次日韓協約を強要して、韓国の外交権を奪い、統監府を設置していた。韓国側はこのような日本の侵略行為の延長線上に今回の「竹島問題」を位置づけている。本来、「竹島問題」は過去の侵略行為とは区別して議論されるべき問題である。しかし、韓国はそのような認識をもっているため、日本と冷静に話し合いをおこなおうとしてこなかった、との意見もある。

●延期相次ぐ相互交流

日本と韓国が1965年に日韓基本条約を締結してから40年を迎えた。これを記念し、今年を「日韓友情年」として、文化やスポーツなど数多くの交流が予定されている。今回の「竹島の日」条例をめぐる問題がこのような相互交流に悪影響を与えている。実際、日韓の自治体間の交流の多くが中断され、民間の交流も延期や中止が相次いでいる。領土問題は相手国に対する国民感情が悪化しやすい。このようなときにこそ、政治レベルを超えた相互交流による友好関係を維持することが大切なのではないだろうか。



▲日本の領域と竹島の位置

解説 4

スマトラ沖大地震・インド洋大津波からの復興に向けた国際援助

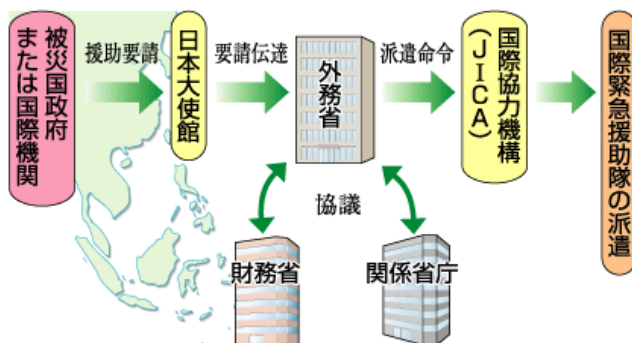
●スマトラ沖大地震とインド洋大津波

2004年12月26日午前7時58分(日本時間午前9時58分),インドネシアのスマトラ島北西沖の海底を震源に,マグニチュード9.0の地震が起きた。この地震にともないインド洋に大津波が発生し,インドネシアをはじめインド・スリランカから遠くはアフリカ東岸まで,大きな被害をもたらした。この地域には防波堤・防波林などのない海岸が多く,自然のままの砂浜に隣接して生活圏があったため,津波の衝撃を直接受けた。また,人々には大きな津波に襲われた記憶がなく,被災者の多くは,高台に避難せず無防備にいたところを津波に襲われたという。

地震大国といわれる日本では,気象庁が地震発生から約3分を目標に津波警報や津波注意報を発表する。また,1960年のチリ地震による大津波をきっかけに,太平洋地域の26か国・地域に設置された地震計のデータを,アメリカ・ハワイにあるアメリカ海洋大気局の太平洋津波警報センターに集め,津波警報を出すシステムが構築されている。こうしたシステムがインド洋になかったことも,今回の被害が大きくなった原因の一つとされる。

●復興に向けて

この災害に対して,各国政府やNGO(非政府組織)などが緊急支援を進めている。各国政府による国際支援額は,



▲国際緊急援助隊が派遣されるまで

総額で50億ドルを超え,民間からの寄付も盛んである。日本は,5億ドルの無償援助をおこなうとともに,「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」にもとづき,JICAの医療・救助チームや自衛隊を救援活動に派遣している。

●国際的な防災への取り組み

2005年1月,1995年の阪神・淡路大震災から10年を経た神戸で,「国連防災世界会議」が開かれた。会議では,国際社会が今後10年間の防災計画を共有するとして「兵庫行動枠組」や,災害リスクの軽減と国際協力の推進をうたった「兵庫宣言」が採択された。また,インド洋津波早期警戒システムを各国が協力して構築することも決定された。国際的な警報システムの構築とともに,防災に対する日常の意識を高めることが重要であろう。

解説 5

NHK(日本放送協会)のかかえる問題

●NHKの受信料とは

放送法32条1項で,NHKの放送を受信できる設備を設置したものは受信契約をしなければならないと定められ,その契約にもとづいて支払う料金が受信料である。NHKは「広告の放送」ができないため(46条1項),必要な費用の約96%が受信料でまかなわれている。NHKがスポンサーや国からの干渉を受けず,7条の目的を達成するために,受信料は欠かせないものといえる。

●相次ぐ不祥事と受信料の不払い

2004年,番組制作費着服などが発覚し,受信料の不払いが急増した。2005年1月25日には海老沢会長が一連の不祥事の責任をとって辞任した。翌日の顧問就任発表は再び抗議を受け,就任は辞退された。また,番組改変報道での朝日新聞との対立の際,NHK側から「放送内容に関する国会議員への事前説明は問題ない」との発言があり,政治

放送法(抜粋)

7条 協会は,公共の福祉のために,あまねく日本全国において受信できるように豊かで,かつ,良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに,放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い,あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

32条1項 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は,協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。……

46条1項 協会は,他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

的圧力があつたのではないかと取りざたされた。

一方で,2004年10月の新潟県中越地震の際の,夜を徹した災害報道は高く評価された。NHKは視聴者の受信料を使っているという自覚をもち,公共の福祉のために,より良い番組放送をおこなうことが求められている。



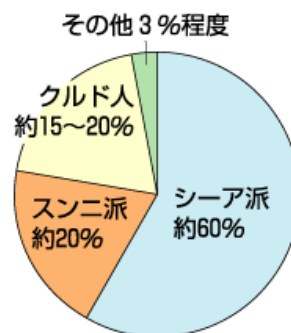
解説 6

イラク移行政府発足

2005年1月30日、初の自由選挙であるイラク国民議会選挙が実施され、275人の議員が選出された。これらの議員によって国民議会が開かれ、4月6日、大統領にクルド同盟のタラバニ議長が選ばれ、副大統領にはシーア派、スンニ派からそれぞれ1人ずつ選ばれた。翌日には、政府の実権を握る首相にシーア派のジャファリ氏が大統領から指名された。4月28日、ジャファリ内閣が議会の承認を受け、移行政府が発足した（5月3日宣誓式）。なお、移行政府は、新憲法づくりがおもな任務である。

今後は、8月15日までに新憲法案をまとめ、10月15日までに新憲法案に対する国民投票、12月15日までに、新憲法下での国民議会選挙がおこなわれ、12月31日までに正式政府が発足する予定である。

自治権の拡大をねらうクルド人、はじめて実権を握るシーア派、旧フセイン政権を支えてきたスンニ派の三大勢力がひとつにまとまり、新たな国づくりを進めることができるか注目されている。しかし、国づくり自体を不当であるとして反発する武装勢力もある反面、選挙が終わりイラクから部隊を撤退させる国も出始めているだけに、イラク国内の治安を不安視する声もある。



▲イラクの人口構成

解説 7

スーダン南部内戦終結へ

スーダンは1956年、イギリス・エジプトの共同統治から独立を果たした。アフリカ最大の国土を有し、鉄、銅、金などの鉱物資源や水資源、さらには肥沃な耕地に恵まれている。とくに原油の推定埋蔵量は約29億バレルで、原油生産が国家収入の4割を占める（28万バレル/日）。人口構成ではアラブ系住民が7割を占める。

1983年、北部に住むアラブ系ムスリム主導の政府がネグロイド系キリスト教徒が多い南部にイスラーム法（シャリーア）を導入した。これを契機に、政府とネグロイド系インカ族を中心とした反政府武装勢力「スーダン人民解放軍」（SPLA）によるスーダン南部内戦が勃発し、20数年の間に200万人以上の犠牲者を出してきたといわれる。

2005年1月、ケニアの首都ナイロビで包括和平合意がなされ、内戦は終結した。包括和平の内容は、石油収入・権力の均等配分のほか、南部に自治政府の樹立を認め、6年間の暫定統治を経て、北部からの分離を問う住民投票を南部で実施するというもの。4月のスーダン支援国会合では、60の参加国・機関が計45億ドルの支援を約束した。内戦の停戦監視をおこなうPKO「国連スーダン派遣団」も決定され、自衛隊の参加も求められていた。国連の常任理事国入りを求めている日本には、ODAが削減されるなか、PKO参加を有効な外交手段として考える面もある。

一方で、西部ダルフル地方では、スーダン政府の支援



を受けているとされるアラブ系民兵組織「ジャンジャウィード」が、反政府勢力への報復を名目にネグロイド系住民を迫害し続けている。隣国チャドには20万人以上の難民が、そして国内避難民は100万人以上と推定されており、「世界最悪の人道危機」（国連）との懸念は強い。現在、国連難民高等弁務官（UNHCR）事務所や国境なき医師団（MSF）などが援助を進めているが、難民の数は増える一方だという。アフリカ連合（AU）は、平和維持を目的にダルフルへの部隊の派遣を決定し、国際刑事裁判所（ICC）が住民迫害を審理するなど、国際社会も関与し始めている。

多くのアフリカ諸国と同様、スーダンも植民地支配の影響により、国内の民族構成は複雑である。南部内戦が終結したとはいえ、暫定政府の統治機構に組み込まれていない民族も多く、行く末は楽観できない。ダルフル紛争の解決は遠く、スーダンに対する国際社会の関心および積極的な関与が求められている。



解説 8

中国をめぐる問題

●中国と台湾

2005年、中国の最高権力機関である第10期全国人民代表大会が開かれ、反国家分裂法が賛成2,896票、反対0、棄権2票で採択された。この法律は、台湾の独立阻止を目的とした法律であり、台湾の独立勢力に対して「非平和的方式」(武力行使など)による措置をとることができる法的根拠を与えた内容となっている。この法律に対して、台湾は「この法律は従来の『統一法』よりも挑発的である」として、中国に謝罪を要求した。

中国と台湾による統一に向けた対話は1999年以来中断しているだけに、反国家分裂法の採択によって、問題の解決に向けた道はより険しくなったともいえる。

●混迷する日中関係

2005年4月、中国では日本の国連常任理事国入り反対や中学校教科書検定を発端とした「日本政府の歴史認識」に対して、大規模な反日デモが起こった。このデモは、インターネットの呼びかけや反日教育の影響などもあり、中国各地に広がった。日本政府は、このデモによる日本大使館

などへの破壊行為に対して、在外公館の不可侵と保護を定めたウィーン条約を根拠に謝罪と補償を求めたが、中国側は「デモの原因は日本にある」として謝罪しなかった。

また、今回の反日デモによって、日本商品の不買運動が起こったが、現地の日本企業の製品の多くは中国製である。日本企業の中国ビジネスへの影響が懸念されているだけでなく、高度成長を続ける中国経済への悪影響も指摘されている。そのため、中国は政府レベルでは賠償を拒否しているが、日本側の反発をかわすことで経済への悪影響を避けるねらいからか、上海、北京などの地元当局レベルでは個別に賠償をおこなう意向を示した。

このほかにも日本と中国の間には、東シナ海の天然ガス田開発問題、尖閣諸島問題など、解決しなければならない問題が山積している。

■東シナ海の天然ガス田開発問題

東シナ海の日本と中国の排他的経済水域の境界線(日中間線)付近で、日中両国がガス田開発をめぐる対立している問題。中国が開発しているガス田が中間線をまたいでいることから、日本も対抗してガス田の試掘に乗り出した。共同開発の協議を含めて今後の動向が注目される。

解説 9

知的財産高等裁判所発足

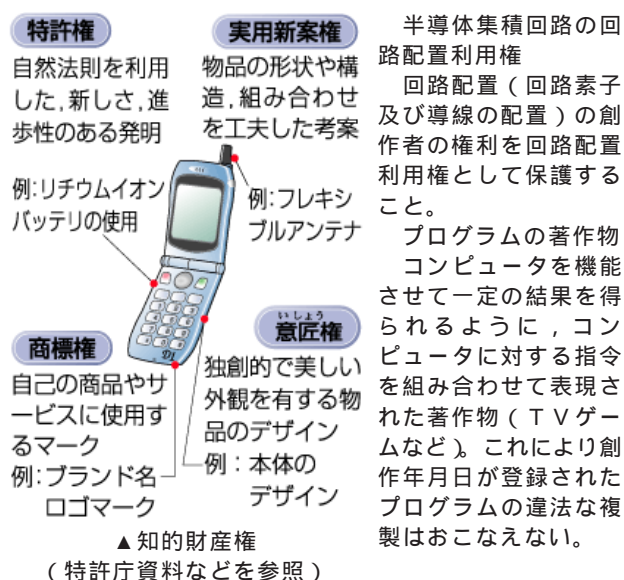
2005年4月1日、東京高等裁判所の特別の支部として、知的財産高等裁判所が発足した。知的財産高等裁判所は、特許権、商標権、著作権、出版権などの知的財産に関する訴訟を専門に扱う日本初の裁判所である。

この裁判所で扱う事件には、特許庁の審決に対して不服申し立てをおこなう審決取り消し訴訟(この場合は知的財産高裁が第一審)、民事事件の控訴審のうち、特許権、実用新案権、半導体集積回路の回路配置利用権およびプログラムの著作物についての著作権者の権利に関する訴えの控訴審、東京高等裁判所の管轄に属する民事事件および行政事件のうち、知的財産権に関する専門的な知識が必要な事件である。なお、の民事事件の控訴審のうち、上記の事件以外(意匠権、商標権、出版権、プログラムの著作物についての著作権者の権利を除く著作権者の権利など)については、第一審の地方裁判所に対応した全国の高等裁判所の管轄になる。しかし、これらの事件でも東京高等裁判所の管轄になる事件については、知的財産高等裁判所が扱うことになっている。

知的財産高等裁判所によって、知的財産に関する裁判の

充実・迅速化が図られる。今後、日本は知的財産立国として、海賊版や模倣品などを防ぐなど知的財産を保護し、また知的財産の活用によって国際競争力を強化することが期待されている。

(最高裁判所資料などを参照)



解説 10

シャイボさん問題と尊厳死

●植物状態の女性に尊厳死を認定

15年間にわたって植物状態にあったアメリカ・フロリダ州の女性テリ=シャイボさんが、2005年3月31日に死亡した。生命維持装置がはずされて14日目のことであった。

テリさんは1990年に植物状態におちいり、1998年には夫が「本人は延命を望んでいない」として尊厳死を裁判所に申し立てた。しかし、テリさんが書面で意志表示していなかったこともあり、夫は延命を求めるテリさんの両親と法廷で争っていた。裁判所は夫の主張を認め、3月18日にテリさんの栄養チューブが外されていた。

●尊厳死と人間の尊厳

末期状態にある患者が延命治療を拒否し、人間としての尊厳を保って自然な死を迎えることを尊厳死という。

1975年、アメリカ・ニュージャージー州で、植物状態におちいったカレン=アン=クインランさんの両親が、娘の「死ぬ権利」を裁判所に申し立てて認められ、生命維持装置がはずされた。しかし、カレンさんは自発呼吸を続け、その後、約8年間生きつづけた。このカレン事件以降、「尊厳死」ということばが生まれ、みずからの生命にかかわることはみずから決定する権利があるとする考え方が定着してきた。尊厳死の意志を生前に表明するリビング・ウィ

ルの運動も広まっている。

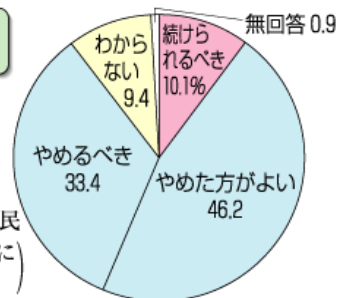
●尊厳死の法制化の動き

アメリカではカリフォルニア州をはじめとして各州で「自然死法」が制定され、生前の意志があれば延命治療を停止し、自然な死を迎える権利が認められている。一方、オランダやベルギー、アメリカのオレゴン州では、末期患者の自殺^{ほうじょ}補助を認める「安楽死法」が制定されている。

日本では、厚生労働省に終末期医療に関する調査等検討会が設置され、終末期医療体制の充実に向けた検討が続けられている。意識調査では、植物状態の患者に対する延命治療への反対意見が7割以上を占めている。尊厳死と安楽死の境界の問題、死を選ぶ権利を法律で認めることへの抵抗など、解決すべき問題は多く残されている。

植物状態の患者に
対する延命医療について

※対象：20歳以上の一般国民
(厚生労働省「終末期医療に
関する調査」2003年)



解説 11

MOTTAINAI (もったいない) を広げよう

●マータイさんと「もったいない」

私たちは、まだ使える家具がゴミに出されたり、賞味期限切れの食品が大量に捨てられたりするのを見て、「もったいない」と口にする。2005年3月4日、国連女性の地位向上委員会で、ケニアの環境副大臣ワンガリ=マータイさんが演説し、日本語の「もったいない」を地球環境の保護や資源の有効利用につながることばとして紹介した。

マータイさんは、1977年にNGO(非政府組織)のグリーンベルト運動を組織し、アフリカ各地で植林をおこなった。植樹した苗木^{なえぎ}は3,000万本にのぼる。2004年にはアフリカの女性ではじめてノーベル平和賞を受賞した。今年2月の来日の際、「もったいない」ということばに出会って感激し、これを世界に広める決意をしたという。

●「もったいない」を広げよう

3月の国連演説では「もったいない」はリデュース(省

資源化)、リユース(再使用化)、リサイクル(再資源化)にリペア(修理)を加えた4Rをひと言で言いあらわすことばであると解説し、世界中に「もったいない」を広げようとよびかけ、会場内は「もったいない」の大合唱となった。

●愛・地球博(愛知万博)開幕

2005年3月25日、愛知県で万国博覧会(愛・地球博)が「自然の叡智^{えいち}」をテーマに開幕した。自然のしくみや生命の力を学び、これからの社会に生かしていこうという思いが込められている。会場内の施設などでも、随所に環境に配慮した工夫がなされている。マータイさんは、愛・地球博のシンポジウムにも招かれ、「もったいない」の精神を提唱している。近年、私たちには「もったいない」の精神が薄れつつある。マータイさんのよびかけや愛・地球博の開催をきっかけに、美しい地球環境や資源を次世代に受け渡すため、身近なところから行動を始めたい。

● 2005 年度予算

一般会計予算

(財務省資料)

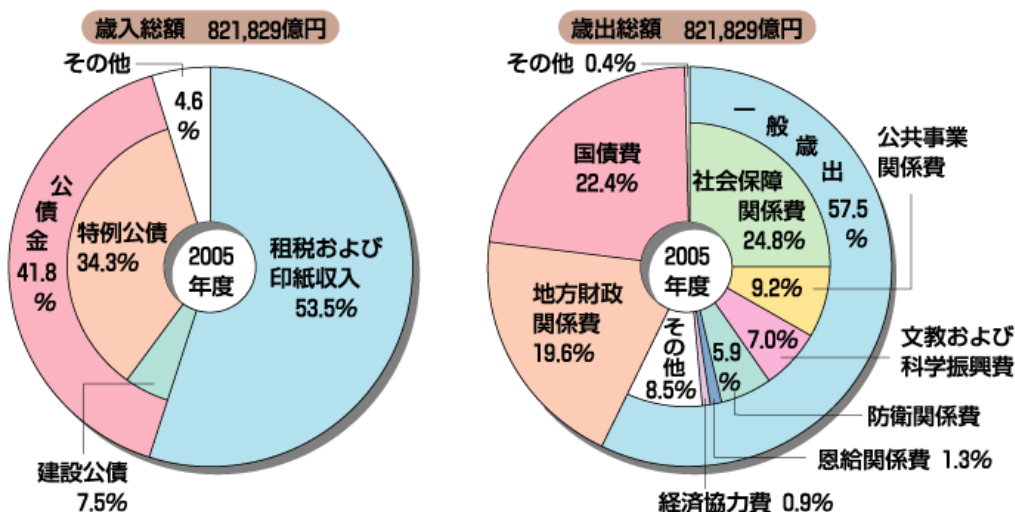
関連するページ

●教科書

現社 012	p.111
現社 013	p.80
政経 004	p.101
政経 014	p.68

●副教材

NEW クロ	p.100
最新現社	p.122
最新政経	p.187



解説 2005年3月23日、2005年度一般会計予算が成立した。年度内での予算成立は7年連続、成立時期としては戦後4番目の速さであった。国債発行額は4年ぶりに減少したが、景気の回復などにより税収が増加したため、予算総額は前年度当初予算比0.1%増の82兆1,829億円となった。少子高齢化の影響が鮮明になるなか、歳出は社会保障関係費が約25%を占める一方で、公共事業関係費や防衛関係費、経済協力費が削減された。これにより、一般歳出は3年ぶりに対前年度マイナスを達成した。また、三位一体の改革にともない、国から地方へ税源が移譲されるとともに地方交付税や国庫負担金も削減された。しかし、特別会計予算で地方交付税の減額分を穴埋めするなど、多くの問題は来年度に先送りされた。

財政投融资計画

(財務省資料)

関連するページ

●教科書

現社 012	p.112
現社 013	p.80
政経 004	p.103
政経 014	p.69

●副教材

NEW クロ	p.101
最新現社	p.122
最新政経	p.188

原 資			使 途 別		
区 分	億 円	%	区 分	億 円	%
財 政 融 資	122,140	71.2	住 宅	12,781	7.5
うち 財政融資資金	110,340	64.3	生活環境整備	39,410	23.0
郵便貯金資金	4,300	2.5	厚生福祉	7,871	4.6
簡保資金	7,500	4.4	文 教	8,444	4.9
産 業 投 資	1,064	0.6	中 小 企 業	37,972	22.1
政 府 保 証	48,314	28.2	農 林 漁 業	5,220	3.0
うち 政府保証国内債	41,229	24.0	国土保全・災害復旧	4,625	2.7
政府保証外債	7,085	4.1	道 路	31,753	18.5
計	171,518	100.0	運 輸 通 信	4,142	2.4
● 2005年度当初計画ベース			地 域 開 発	5,717	3.3
			産 業 ・ 技 術	2,607	1.5
			貿易・経済協力	10,976	6.4
			計	171,518	100.0

解説 「第二の予算」ともよばれる財政投融资の2005年度計画の規模は17兆1,518億円(対前年度比 - 16.3%)。特殊法人等の整理・合理化などによって、6年連続削減され、1979年度以来26年ぶりの低い水準となった。2005年度においては財投事業の抜本的な見直しがおこなわれ、独立行政法人に移行した住宅金融公庫向けの直接融資の廃止や、都市再生機構向けのニュータウン整備事業に対する財政投融资活用の終了が決まった。将来の民営化が決定している道路関係4公団向けは、政府保証の給付を増やす一方、財政融資資金を廃止し、全体で7%削減された。また、地方向けも三位一体の改革などの影響を受けて32.5%の削減となった。

公債依存度と公債残高の推移

(財務省資料)

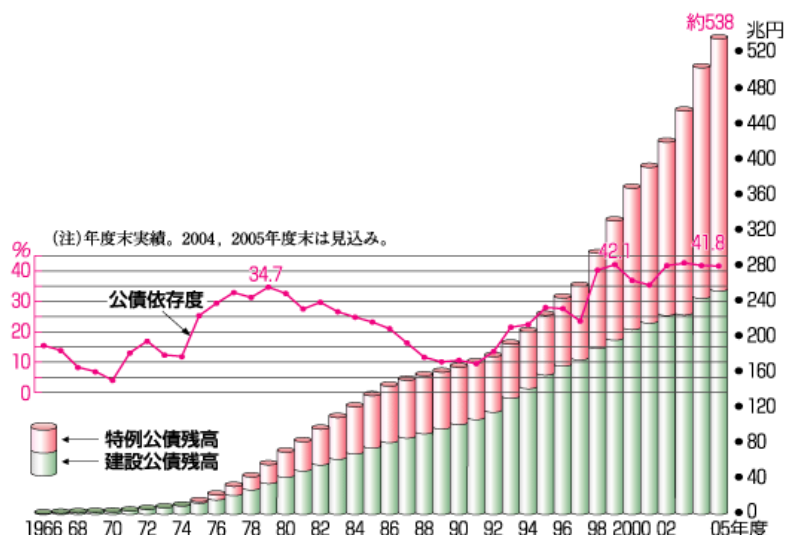
関連するページ

教科書

現社 012	p.115
現社 013	p.81
政経 004	p.105
政経 014	p.71

副教材

NEW クロ	p.101
最新現社	p.123
最新政経	p.190



(注)略称は次の通り。

解説 2005年度の一般会計予算で、^{おぎな} 税収不足を補うための新規国債発行額は、前年度より2兆2,000億円減り、34兆3,900億円となった。前年度を下回ったのは4年ぶりである。この結果、公債依存度(一般会計に占める国債発行の割合)は前年度より2.8%減って41.8%になり、財政の健全度を示すプライマリーバランス(基礎的財政収支)は3兆円分改善した。しかし、国債発行残高は過去最高の538兆3,849億円となり、はじめて国内総生産(GDP)を超えた。また、公共事業費の削減によって建設国債が大きく減少した分、国債発行額に占める特例公債の比率は82%と過去最高の水準になった。歳出でも、^{しょうかん} 国債の償還や利払いにあてて国債費は過去最高の18兆4,422億円となり、一般歳出を圧迫している。

教科書	現社 012 → 現代社会
	現社 013 → 新現代社会
	政経 004 → 政治・経済
	政経 014 → 新政治・経済
副教材	NEW クロ → NEW クローズアップ現代社会
	最新現社 → 最新現代社会資料集
	最新政経 → 最新政治・経済資料集

資料編に関連するホームページのURL

●ライブドアVSフジテレビ

日本証券業協会 証券教育広報センター <http://www.skco.or.jp/index.php>

「教育コーナー」で難しい証券・株式のしくみをわかりやすく解説している。

●竹島問題と日韓関係

外務省 竹島問題 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/>

竹島に関する日本政府の立場および主張を確認することができる。

●スーダン南部 内戦終結へ

外務省 スーダン共和国 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sudan/>

スーダンの概況や日本との関係など、スーダンに関する基礎的な情報を掲載している。

●知的財産高等裁判所発足

知的財産高等裁判所 <http://www.ip.courts.go.jp/>

知的財産高等裁判所の沿革・概略・統計などの諸資料を掲載している。

●MOTTA I N A I (もったいない)を広げよう

環境省 <http://www.env.go.jp/>

リサイクル対策をはじめとしてさまざまな環境問題について理解できる。